様式第４号の１の１（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車の借入れ）

　次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

　　　　年　　月　　日

議会議員一般

長

令和３年４月２５日執行東松島市　　　　　　　　選挙

候補者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  （該当する番号に○印をして下さい） | １　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合  ２　上記１に掲げる契約以外の場合 | |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 |  | |
| 車種及び自動車登録番号 | 運送等年月日 | 運送等金額 |
|  | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで | 円 |
|  | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで | 円 |

備考

　１　この証明書は、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者に提出してください。

　２　運送事業者等が市長に支払を請求するときは、この証明書を請求書（選挙運動用自動車の借入れ）（様式第５号の１の２）に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は市長に支払を請求することはできません。

　４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

　　（1）一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　６４,５００円

　　（2）上記（1）に掲げる契約以外の場合　　　　　　　　　　 １５,８００円

　５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定するいずれかの契約に限られていますので、その指定したいずれかの契約のみについて記載してください。

　６　同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られますので、その指定した１台のみについて記載してください。

　７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の自動車については、市長に支払を請求することはできません。

　８　燃料代について公費の支払を請求することができるのは、公職選挙法第１４１条第１項第１号の規定により候補者が選挙運動のために使用する１台の自動車に供給した燃料に係るものに限られており、その自動車はこの確認書に記載された自動車が該当します。